

熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備資金利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成28年熊本地震により被害を受けた県内中小企業者等の復旧・復興を支援するため、予算の範囲内において、中小企業等グループ施設等復旧整備資金利子補給補助金（以下、「利子補給金」という。）を交付することについて、熊本県補助金等交付規則（昭和56年7月23日規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「平成28年熊本地震」とは、平成28年4月14日以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動をいう。

2 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する者をいう。

3 この要綱において「中小企業等グループ」とは、複数の中小企業者等から構成される集団をいう。

(交付対象者)

第3条 利子補給金の交付を受けることができる者（以下、「受給資格者」という。）は、「熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（単県事業分）」（以下、「グループ補助金」という。）の交付確定を受けた中小企業者等のうち、グループ補助金の補助対象経費の自己負担分について、金融機関から貸付を受けた者とする。

(貸付を行う金融機関)

第4条 前条に規定する「金融機関」は、次のとおりとする。

(1) 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に掲げる銀行

(2) 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）第2条第1項各号に掲げる協同組織金融機関

(3) 株式会社日本政策金融公庫

(4) 株式会社商工組合中央金庫

2 前条に規定する「貸付」は、前項の金融機関からの、グループ補助金の交付対象経費に対する貸付とする。

(利子補給金の交付対象額)

第5条 利子補給金の交付対象額は、毎年1月1日（初回申請においては貸付日）から12月31日までの間に支払った約定利子額（貸付利率の上限を2.00%とし、遅延損害金は除く。）に、貸付の借入額に対するグループ補助金交付確定額に対応する自己負担分とする。

2 受給資格者が当該貸付に対する期限の利益を喪失した場合は、その日までの約定利子額に限り、交付対象額とする。

(交付対象期間)

第6条 利子補給金を交付する期間は、貸付日から最大20年間とする。

(交付の申請)

第7条 利子補給金の交付を受けようとする受給資格者（以下、「申請者」という。）は、交付申請書兼請求書（1号様式）に次の各号全ての書類を添付して提出しなければならない。ただし、2回目以降の申請者は、交付申請書兼請求書（1号様式）に替えて、交付申請書兼請求書（2号様式）を提出することとし、次の第一号から第四号の書類は不要とする。

- 一 グループ補助金に係る交付確定通知書の写し
- 二 貸付に係る金銭消費貸借契約書の写し
- 三 貸付に係る返済口座の通帳等の写し（カタカナ口座名義を確認できるページ又は画面）
- 四 誓約書（3号様式）
- 五 その他熊本県知事（以下、「知事」という。）が必要と認める書類

2 前項の提出期限は毎年12月10日までとする。ただし、12月10日が、熊本県の休日を定める条例（平成元年3月25日条例第10号）第1条に規定する県の休日に当たるときは、同条例の休日の翌日をもってその期限とみなす。

3 知事は、交付請求額の確認のため、第4条第1項に規定する金融機関に対して、前項で規定する期間までに申請者から請求のあった利子補給金に係る受取利子額証明書発行依頼書（4号様式）を送付するものとし、これを受け付けた金融機関は、知事に対して受取利子額証明書（5号様式）を提出するものとする。なお、各書面の提出期限は、知事と金融機関で協議の上で決定するものとする。

4 知事は、前項までの規定にかかわらず、必要に応じて関係書類等を提出させることができる。

(交付の決定及び確定)

第8条 知事は、前条第1項により申請者から提出された交付申請書兼請求書等及び同第3項により金融機関から提出された受取利子額証明書について内容を審査し、利子補給金を交付すべきものと認めるときは、交付決定及び確定通知書（6号様式）により申請者に通知するとともに、交付決定及び確定額一覧表（7号様式）により金融機関に通知するものとする。

(利子補給金の交付)

第9条 知事は、前条の交付決定及び確定の通知後、速やかに申請者に対して利子補給金を交付するものとする。

(利子補給金の返還等)

第10条 知事は、申請者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、利子補給金の全部又は一部について、これを交付せず、既に利子補給金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

- 一 虚偽の申請を行ったとき
- 二 貸付を借入れの目的以外の目的に使用したとき
- 三 貸付について、繰上償還、期限の利益喪失又は信用保証協会による代位弁済がなされたとき
- 四 熊本県補助金等交付規則、この要綱又はこの要綱に基づく規定に違反したとき

五 その他知事が特に必要と認めるとき

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月19日から施行する。